

## 第1号議案

定款変更案、業務規程変更案及び送配電等業務指針変更案の修正について

(案)

1. 第47回理事会において議決した定款変更案及び業務規程変更案について、臨時総会（平成28年3月1日開催）にて議決した第5号議案「本臨時総会議決事項の修正等に関する委任の件」に基づき、以下の通り、条番号の変更及び字句修正を行い、経済産業大臣に対し、変更認可申請を行う。
  - (1) 定款変更案及び業務規程変更案の条番号の変更  
欠番や枝番号（例：第23条の2）をなくすため、附則を除く全ての条について第1条から順に付番し直す。
  - (2) 業務規程の変更案の字句修正  
別紙1のとおり
  
2. 第47回理事会において議決した送配電等業務指針の変更案について、以下の通り、条番号の変更及び字句修正を行い、経済産業大臣に対し、変更認可申請を行う。
  - (1) 送配電等業務指針変更案の条番号の変更  
欠番や枝番号（例：第23条の2）をなくすため、附則を除く全ての条について第1条から順に付番し直す。
  - (2) 送配電等業務指針変更案の字句修正  
別紙2のとおり

以上

### 【添付資料】

別紙1：業務規程変更案の修正点（新旧対照表）

別紙2：送配電等業務指針変更案の修正点（新旧対照表）

総会議案	認可申請案
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定の会員の立場に偏らない中立性を堅持し、各会員間並びに定款第23条第2項各号に掲げる各グループ間の公平性を確保すること。</p> <p>三～四 (略)</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認にあたり、会員の流通設備の整備計画(以下「流通設備計画」という。)について、第31条第1項第1号に該当し計画策定プロセス(第30条に定める。)に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第44条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 系統連系工事に広域連系システムの増強(新設を含む。以下同じ。)工事が含まれる場合 第51条第1項第2号ウに基づき本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第55条の2 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第79条及び第80条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第52条第1項の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、業務規程第79条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>(業務運営の基本方針)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定の会員の立場に偏らない中立性を堅持し、各会員間並びに定款第24条第1項各号に掲げる各グループ間の公平性を確保すること。</p> <p>三～四 (略)</p> <p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の確認にあたり、会員の流通設備の整備計画(以下「流通設備計画」という。)について、第51条第1号に該当し計画策定プロセス(第50条に定める。)に関する検討が必要と認めるときは、同条に基づき同プロセスを開始する。</p> <p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 系統連系工事に広域連系システムの増強(新設を含む。以下同じ。)工事が含まれる場合 第51条第2号ウに基づき本機関に対して計画策定プロセスの提起を行うことができる電気供給事業者に該当するか否か及び計画策定プロセスの開始に至る手続</p> <p>(本機関の指示又は要請に基づく場合の連系線の使用)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 本機関の指示又は要請に基づく電気の供給については、連系線の空容量から使用し、連系線の空容量が不足する場合は、本機関は、第152条及び第153条に基づき、連系線のマージン及び運用容量拡大分を使用する供給の指示又は要請を行う。但し、本機関が第111条第1項の指示又は要請を行う場合において、需給ひっ迫一般送配電事業者の供給区域に隣接する連系線に、需給ひっ迫時その他の緊急的な状況において他の供給区域から連系線を介して電気を受給するために備えたマージンが設定されているときは、本機関は、連系線の空容量を使用する前に、第152条に準じて、当該マージンを使用する電気の供給の指示又は要請をすることができる。</p>

総会議案	認可申請案
<p><b>第10章 地域間連系線の管理</b></p> <p>(更新利用計画に関する送電可否判定)</p> <p>第69条の4 本機関は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、更新利用計画に関する送電可否判定を行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(連系線利用計画の変更及び通告変更に関する送電可否判定)</p> <p>第70条 本機関は、連系線利用計画の変更又は通告値の変更(以下「通告変更」という。)の申込みを受け付けた場合は、次の各号に掲げるとおり、計画変更又は通告変更の送電可否判定を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(マージンの利用)</p> <p>第78条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第66条、第69条及び第70条の規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、第66条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第78条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。但し、送電可否判定においては、マージンを利用することを考慮して行うものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第66条、第69条及び第70条の規定は、前号のマージンを使用する供給に準用する。また、第66条第1項第3号の送電可否判定は、マージンを使用することを考慮して行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、同経路上の連系線におけるマージン減少、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号によるマージン使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。</p>	<p><b>第10章 地域間連系線の管理</b></p> <p>(更新利用計画に対する送電可否判定)</p> <p>第141条 本機関は、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、更新利用計画に対する送電可否判定を行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(連系線利用計画の変更及び通告変更に対する送電可否判定)</p> <p>第142条 本機関は、連系線利用計画の変更又は通告値の変更(以下「通告変更」という。)の申込みを受け付けた場合は、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、当該同号に掲げるとおり、計画変更又は通告変更に対する送電可否判定を行い、容量登録又は容量登録の取消を行う。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(マージンの利用)</p> <p>第151条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第134条、第138条、第139条及び第142条の規定は、前2項の場合に準用する。この場合において、第134条第1項第1号中「利用希望量を示した計画」とあるのは「利用希望量を示した計画及び第151条第1項第2号及び第3号に適合することを説明する資料」と読み替えるものとする。但し、送電可否判定においては、マージンを利用することを考慮して行うものとする。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>(需給ひっ迫又は下げ代不足時のマージンの使用)</p> <p>第152条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第134条、第138条、第139条及び第142条の規定は、前号のマージンを使用する供給に準用する。但し、送電可否判定においては、マージンを使用することを考慮して行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 マージンを使用する供給の送電経路上の供給区域における新たな需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれの発生、同経路上の連系線におけるマージン減少、関連一般送配電事業者からの申出等があったときは、本機関は、必要に応じて、第1項第2号によるマージン使用の承認及び同項第4号によるマージンを使用する供給の承認を取り消すことができる。</p>

第12章 系統情報の公表

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)～(h) (略)	(略)
(l) (略)	(略)

(※1)～(※10) (略)

第17章 指導・勧告・検証

(指導・勧告の実施)

第100条 (略)

一 (略)

二 第26条の2の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき

三 (略)

四 第62条、第63条及び第64条の2における運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき

五～八 (略)

(出力抑制時の検証)

第100条の2条 (略)

2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認し、その結果を公表する。

第12章 系統情報の公表

別表12-1 本機関が公表する系統情報の項目及び公表時期

情報の項目	公表時期 (更新周期)
(a)～(h) (略)	(略)
(i) (略)	(略)

(※1)～(※10) (略)

第17章 指導・勧告・検証

(指導・勧告の実施)

第179条 (略)

一 (略)

二 第28条第2項の供給計画の検討の業務において、会員の供給計画が、送配電等業務指針、需要想定要領又は広域系統長期方針若しくは広域系統整備計画等に照らして不適切と認めた場合で、見直しの求めに正当な理由なく応じないとき

三 (略)

四 第126条、第127条、第129条及び第130条における運用容量又はマージンの設定において、一般送配電事業者又は送電事業者たる会員が、正当な理由なく、協議又は必要なデータの提出に応じないとき

五～八 (略)

(出力抑制時の検証)

第180条 (略)

2 本機関は、前項の資料に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らして、適切であったか否かを確認及び検証し、その結果を公表する。

総会議案	認可申請案
<p><b>第4章 電源入札等</b></p> <p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第14条の5 電気供給事業者(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本章において同じ。)は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、<u>業務規程第27条の9</u>に基づく本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p><b>第5章 調整力の確保</b></p> <p>(調整力の確保)</p> <p>第16条(略)</p> <p>2 一般送配電事業者が調整力を確保する際には、<u>業務規程第101条の2</u>により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。</p> <p><b>第6章 設備形成</b></p> <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第23条 業務規程第31条第1項第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 本機関は、<u>第23条第1項第2号</u>キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する</p> <p>(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第26条 業務規程第31条第1項第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～二 (略)</p>	<p><b>第4章 電源入札等</b></p> <p>(電源入札等の応募者の条件)</p> <p>第19条 電気供給事業者(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本章において同じ。)は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、<u>業務規程第38条</u>に基づく本機関の募集に対して応募することができる。</p> <p><b>第5章 調整力の確保</b></p> <p>(調整力の確保)</p> <p>第16条(略)</p> <p>2 一般送配電事業者が調整力を確保する際には、<u>業務規程第181条</u>により公表された調整力の水準、要件等の内容や実際に想定される需給変動のリスクの大きさを踏まえるものとする。</p> <p><b>第6章 設備形成</b></p> <p>(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)</p> <p>第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</u></p> <p>一～二 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 本機関は、第1項第2号キの要件に基づき、計画策定プロセスを開始するか否かの確認を行った場合は、その結果を一般送配電事業者及び契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者に通知する</p> <p>(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</u></p> <p>一～二 (略)</p>

総会議案	認可申請案
<p>(広域系統整備計画決定後の情報提供)</p> <p>第44条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程</li> <li>二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報</li> </ul> <p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、<u>第32条の3</u>から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第7章 系統アクセス</b></p> <p>(接続検討の申込み)</p> <p>第69条 (略)</p> <p>2 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込み)</p> <p>第79条 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第86条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、<u>第79条第1項</u>に準じ、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</p> <p>第111条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第31条第1項第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</p>	<p>(広域系統整備計画決定後の情報提供)</p> <p>第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程</li> <li>二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報</li> </ul> <p><u>2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。</u></p> <p>(計画策定プロセスの終了)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項第3号又は第4号にかかわらず、広域系統整備の基本要件や実施案を見直すこと等によって、広域系統整備計画の策定に至る見込みがある場合は、基本要件や実施案の見直し等を行った上で、<u>第39条</u>から前条に準じ、計画策定プロセスを継続する。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>第7章 系統アクセス</b></p> <p>(接続検討の申込み)</p> <p>第79条 (略)</p> <p>2 <u>発電設備等</u>と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。</p> <p>(発電設備等に関する契約申込み)</p> <p>第87条 発電設備等と送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、契約申込みを行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討)</p> <p>第95条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付後、<u>第84条第1項</u>に準じ、当該契約申込みに対する検討を実施する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。但し、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。</p>

総会議案	認可申請案
<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第113条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者、及び、同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要領に基づき、本機関又は一般電気事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスへの応募等)</p> <p>第122条 本機関に対し電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行った系統連系希望者、及び、同プロセスに応募しようとする系統連系希望者は、募集要領に基づき、本機関又は一般送配電事業者に対し、接続検討の申込みを行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第114条 (略)</p>	<p>(電源接続案件募集プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第123条 (略)</p>
<p>(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係)</p> <p>第115条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該発電事業者の関連会社(財務諸表等規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)8条に定める者をいう。以下同じ。)並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者(電気供給事業者者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。)</p> <p>イ～ウ (略)</p>	<p>(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係)</p> <p>第124条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 当該発電事業者の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年11月27日大蔵省令第59号)8条に定める者をいう。以下同じ。)並びに当該発電事業者の親子法人等の関連会社</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。)</p> <p>イ～ウ (略)</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第115条の6 リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者は、業務規程第44条の25の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロセス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契約申込みを行わなければならない。</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける契約申込み)</p> <p>第129条 リプレース案件系統連系募集プロセスに応募した系統連系希望者は、業務規程第95条の通知及び接続検討の回答を受けた場合において、発電設備等とプロセス対象送電系統との連系等を希望するときは、速やかに、一般送配電事業者に対し、契約申込みを行わなければならない。</p>
<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更)</p> <p>第115条の8 (略)</p>	<p>(リプレース案件系統連系募集プロセスにおける廃止時期変更の制限)</p> <p>第131条 (略)</p>
<p>(系統アクセス業務の回答)</p> <p>第116条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、<u>国が定める系統情報の公表の考え方</u>に基づき、必要な情報を提示しなければならない。</p>	<p>(系統アクセス業務の回答)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、本章に定める事項のほか、<u>系統情報ガイドライン</u>に基づき、必要な情報を提示しなければならない。</p>

総会議案	認可申請案
<p>(本機関の系統アクセス業務への協力)</p> <p>第118条 一般送配電事業者たる会員その他の電気供給事業者は、業務規程第48条の2及び第48条の18の規定に基づき、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p><b>第11章 地域間連系線の管理</b></p> <p>(通告変更の申込み期限)</p> <p>第177条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 実需給30分<u>コマ</u>の終了時刻の15分前までであること</p> <p>二～四 (略)</p> <p><b>第13章 系統情報の公表</b></p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第216条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>附則(平成28年 月 日)</b></p> <p>(高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)</p> <p>第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律(平成<u>二十六年六月十八日</u>法律第七十二号)が施行される日から起算して6か月の間、<u>送配電等業務指針</u>第217条の19の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、<u>送配電等業務指針</u>第217条の19第2項の規定にかかわらず、小売電気事業者からのスイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要する。</p>	<p>(本機関の系統アクセス業務等への協力)</p> <p>第136条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、業務規程第103条及び第90条の規定に基づき、本機関から系統アクセス業務に係る情報提供その他の協力を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p><u>2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。</u></p> <p><b>第11章 地域間連系線の管理</b></p> <p>(通告変更の申込み期限)</p> <p>第205条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 実需給30分<u>断面</u>の終了時刻の15分前までであること</p> <p>二～四 (略)</p> <p><b>第13章 系統情報の公表</b></p> <p>(系統情報の公表)</p> <p>第245条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 一般送配電事業者は、本機関が系統情報ガイドラインに基づき、系統情報の公表を行うために必要となる情報を、遅滞なく本機関に提供しなければならない。</u></p> <p><b>附則(平成28年 月 日)</b></p> <p>(高圧需要者を対象としたスイッチング支援システム利用の経過措置)</p> <p>第3条 小売電気事業者は、高圧需要者を対象としたスイッチング支援対象業務について、電気事業法の一部を改正する法律(平成<u>26年6月18日</u>法律第72号)が施行される日から起算して6か月の間、第264条の規定にかかわらず、一般送配電事業者の定める申込方法によりスイッチング支援対象業務を行うことができる。</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項に掲げる期間においては、第264条第2項の規定にかかわらず、小売電気事業者からのスイッチング支援対象業務の申込み等に応じることを要する。</p>